



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 魚 喜
代表者の役職名 代表取締役 有吉 喜文
(コード番号:2683 東証第二部)

問い合わせ先 取締役執行役員 西山 武
電 話 番 号 0466-45-9282

内部統制システムの基本方針の改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、「内部統制の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社グループの取締役・使用人の業務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループは、取締役会規程、職務権限規程等を制定し、それらに規定された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う。
 - (2) 当社グループの取締役及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観及び具体的な行動指針を示した企業行動指針憲章、社員の行動規範をはじめとするコンプライアンスに関連した企業倫理委員会規程を制定し遵守する。
 - (3) 企業倫理委員会に係る社内体制として、企業倫理委員会責任者（代表取締役社長）、企業倫理委員会担当役員及び企業倫理委員会関連業務事務局を配置する。
 - (4) 職務権限規程を整備し、特定の者に権限が集中しないよう内部牽制の確立を図る。
 - (5) 代表取締役社長は、内部監査室を直轄する。内部監査室は、代表取締役社長の指示に基づき業務執行状況の内部監査を行う。
 - (6) 当社グループの役員、社員等のほか、派遣社員、下請会社又は委託先会社の役職員が、当社グループが定める通報先に対して、当社グループ又は当社グループの関連事業に従事する場合における当社の役職員による法令並びに当社が定める規程等に違反する行為又は違反する恐れのある行為について、通報、報告又は相談するための内部通報規程を設ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切かつ確実に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、情報種別に応じて定められた期間、保存する。
- (2) これらの文書、情報等は必要に応じ、必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループは、当社グループの信用の失墜等及び当社グループの債権保全等の損失の危険の管理に関する規程及び体制を設け、当社における企業倫理委員会（責任者代表取締役社長）が中心となって、損失危険管理規程の運営、管理をすることを基本とする。
- (2) 当社グループは、企業倫理委員会（責任者代表取締役社長）のほかに別途、損失危険管理担当取締役を設ける。
- (3) 取締役会は、損失危険管理規程に基づき、損失危険等の重要な情報の適時開示を実施するための基準策定をする。
- (4) 委員長である代表取締役社長及び担当取締役は、重大な不正等の事件等が発生したときは、ただちに取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を定例的に毎月開催し、必要あるときは適宜臨時に開催することで、重要な事項について審議及び決定し、また重要な報告事項があれば報告することで職務の執行の効率化を図る。
- (2) 事業の運営において、中期経営計画及び事業年度予算を策定し、全社ベースに落とし込みを図り、定例取締役会において、その進捗状況及び結果を検証し、各事業部並びに各部署にその施策等の指示を傳達する。
- (3) 迅速かつ的確な経営判断及び経営指針を敏速に伝達するために定例取締役会の終了後に取締役並びに各事業部、各部署責任者を構成員として経営報告会を開催し、必要あるときは随時開催して、経営課題の検討及び報告をする。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について当社への報告に関する体制を整備する。
- (2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備する。
- (3) 当社の子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制を整備する。
- (4) 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制を整備する。
- (5) 当社は、取締役会において、出席する子会社取締役により、その子会社の業績、財務状況その他重要な事項について報告を受ける。また「関連会社管理規程」に基づき担当取締役は、その子会社の業績等について報告を受ける。

6、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議のうえ人選を行う。
- (2) 当該使用人の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定する。
- (3) 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び社員は、法令に違反する事実及び会社に著しい損害を与える恐れのある事実を知見したときは、監査役に対し即時当該事実関係の報告をする。
- (2) 取締役及び社員は、監査役より業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、即時報告をする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、監査役と定期的に経営方針、当社が抱える問題点等また、監査上の諸問題等についての意見交換の場を持つ体制をとる。
- (2) 監査役は、社内における重要な会議又はミーティング等に出席することができる。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

- (1) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

- (1) 当社グループは、反社会的勢力排除については、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方に基づいて、法令及び企業倫理に則り対応する。
- (2) 反社会的勢力からの不当な要求又は働きかけをされた場合には、リスク管理規程に基づいて、担当部署が中心となって一元的かつ組織的に対応する。併せて、関係行政機関及び法律専門家との連携を図る。

以上